

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	製菓衛生師法	法令の番号	昭和41年法律第115号				
不利益処分の種類	製菓衛生師免許の取消	根拠条項	第8条				
処分基準	<p>製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>1 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>2 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき</p> <p>なお、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、聴聞の手続を省略することができる。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	生活衛生課	交付機関	生活衛生課	目次NO